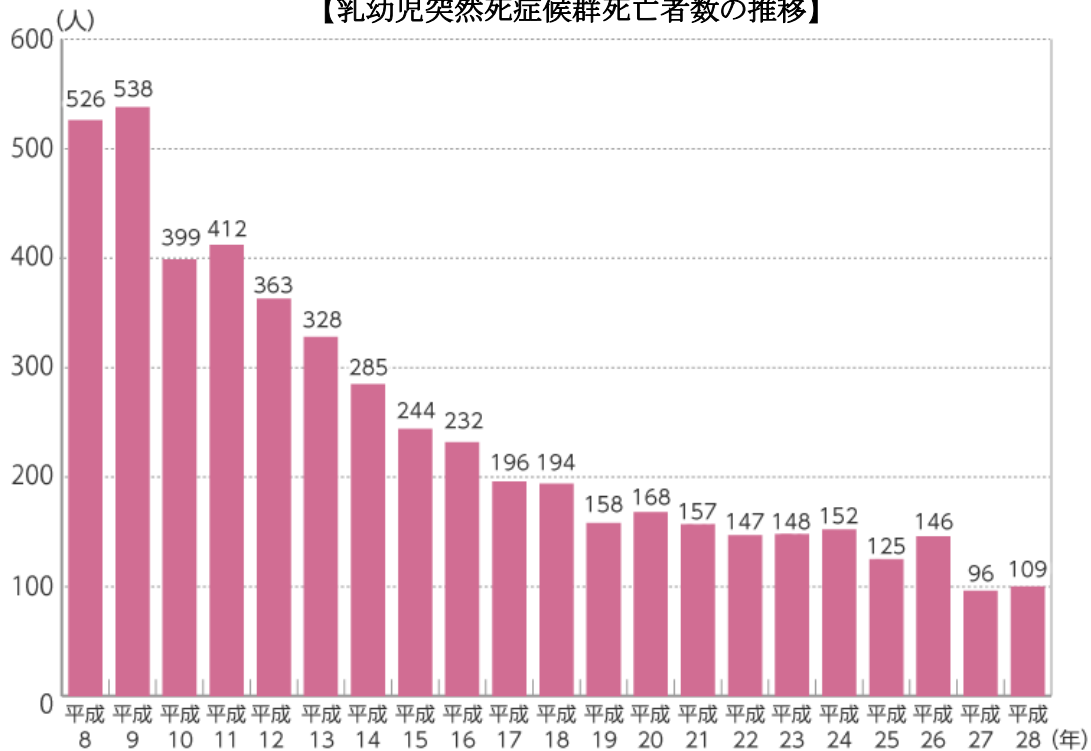


## 乳児突然死症候群 (SIDS) の推移が示唆する 保育所に求められる乳児保育の施策

【乳幼児突然死症候群死亡者数の推移】



出所:内閣府大臣官房政府広報室 (<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201710/2.html>)

出所:児童虐待相談対応件数の推移「平成 27 年版 子ども・若者白書」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf>)

出所:警察が検挙した児童虐待事件 ([http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/b1\\_05\\_02.html](http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/b1_05_02.html))

上のグラフは、「乳幼児突然死症候群 (SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)」を原因として、何の予兆も既往歴もなく、突然死に至った件数の推移である。

この SIDS の発症を低下させるとされているものが、「1 歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる」、「できるだけ母乳で育てる」、「たばこをやめる」の 3 つである。

SIDS の発症件数は 1996 年の 526 件から 2016 年の 109 件へと、この 20 年は減少傾向にあり、発症率も 1996 年の 0.044% から 2016 年の 0.011% へと減少してはいるものの、毎年 100 人以上の乳児がこの SIDS を原因として死亡しているというのが現状である。

SIDS を発症するのは生後 2 ヶ月から 6 ヶ月の乳児に多く、12 月以降の冬期に発症する傾向が高いことが報告されている。発症防止のためには、保育所への入園を発症傾向が高い生後半年を過ぎてからとすることも一つの有効策と言え、実際に生後 6 ヶ月を保育所利用開始とする自治体もある。海外事例としては、フィンランドのように、こども園への入園を 9 ヶ月からと設定している国もある。

しかし、その一方で、児童虐待相談対応件数は 1996 年の 4,102 件から、2016 年の 122,575 件と、この 20 年で約 30 倍に上昇している。その内訳としては、被害児童の年齢別構成としては 10 歳以上が全体の 59.2% を占め

ているものの、死亡児童の割合では1歳未満児が 44.0%と約半数を占めている。このことから、1歳未満児の保育所への入園に制限を設けることが、必ずしも期待する結果をもたらすとは言い切れない。家庭よりも保育所の方が良い環境である可能性を否定できないからである。また、2016年の児童相談所での虐待相談の経路としては、警察の45%を筆頭に、家族や親戚で約10%、近隣知人が14%、そして福祉事務所や児童福祉施設、医療機関などが10%となっていることから、児童虐待の防止には複数の目が必要と言える。

したがって、本来的には保育所における乳児保育の質的向上が早急に求められると言える。具体的には、保育士の非喫煙などの基本的なことから始まり、乳児のうつぶせ寝防止を従来の5～10分間隔の午睡チェックに加えて、最新のテクノロジーを活用してシステム化することで、保育士の精神的負担を軽減し、さらにその精度を高める施策は必須となるだろう。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。